
定 款



株式会社 レイシャス

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社レイシャスと称し、英文では Reicious Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 不動産の売買、仲介、管理、企画開発、コンサルティング、販売代理
2. 住宅地、商業施設、工業用地、リゾート地等の開発
3. 簡易宿泊所、旅館、ホテル、レストラン、スポーツ施設、病院、有料老人ホームなどの所有、賃貸借、経営
4. 住宅、店舗、事務所等のリフォーム業
5. ファイナンシャルプランニング業
6. 不動産特定共同事業法に基づく事業
7. クラウドファンディング事業
8. 不動産及び不動産証券化商品に関する投資顧問業務
9. 損害保険、生命保険の代理業
10. 住宅ローンの事務代行業
11. 金融商品取引業、金融商品仲介業及びこれらの業務代理
12. 株式その他の有価証券の取得、保有、運用、売買
13. インターネットを利用した各種情報提供サービス
14. マーケティングプロモーションの企画、制作
15. 建築物の設計、工事監理
16. 書籍の印刷、出版
17. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行することができる株式の総数は、220万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わって招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることが

できるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年7月1日から6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第41条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(電子提供措置等の効力発生日)

第42条 2026年5月28日の臨時株主総会の決議による第15条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

2 本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

2026年 6月 30日

以上、当会社の定款に相違ありません。

東京都中央区京橋二丁目14番1号兼松ビルディング5F

株式会社 レイシャス

代表取締役 住吉秀一



